

自立支援医療費（精神通院医療）の概要

自立支援医療費（精神通院医療）は、精神障害の通院医療費の負担を軽減するための制度です。

●対象となる方は

精神障害（てんかんを含む）により、通院による治療（調剤、訪問看護を含みます。）を続ける必要がある方が対象となります。（現在病状が改善していても、その状態を維持しかつ再発を予防するために通院医療を継続する必要がある場合も対象になります。）

注意：次のような内容の医療は対象外となります。

- 入院医療の費用
- 公的医療保険（健康保険）が対象とならない治療・投薬などの費用
（例：病院や診療所以外でのカウンセリングなど）
- 同じ医療機関で治療を受けていても、精神障害と関係のない疾患の医療費（内科薬、外用薬、精神障害に関係しない検査など）

●医療機関等での自己負担額について

精神疾患の医療費の自己負担が1割に軽減されます。（健康保険で3割負担の方は、2割を京都府が負担します）また、1ヶ月あたりの負担には、「世帯」の市町村民税の課税・非課税などの所得や、精神疾患の状態、高額な費用負担の継続により上限額を設けています。

※なお、京都府内の市町村国民健康保険（京都市を除く）に加入されている方は、自己負担相当額を医療付加金として医療機関に支払われるため、窓口での負担はありません。

「京都府独自の取組（セーフティネット）」

京都府では市町村と協力して「障害者福祉サービス等利用支援事業」を創設し、国の基準より低い上限額を設け、負担の低減を図っています。

■ 京都府の利用者負担上限額（京都市は除く。）

所得階層区分		国月額上限		京都府・〇〇市町村 月額上限	
		一般	重度かつ継続	一般	重度かつ継続
生活保護受給世帯		0		0	
市非 町課 村民 税世 帯	本人の収入が 年間80万円以下	2,500		1,250	
	障害基礎年金1級及び 特定障害者手帳のみ	5,000			
	上記以外			2,500	
市町 村民 税世 帯	市町村民税所得割 3万3千円未満	医療保険の 負担上限額	5,000	10,000	2,500
	市町村民税所得割 16万円未満		10,000	18,600	5,000
	市町村民税所得割 16万円以上			37,200	
	市町村民税所得割 23万5千円以上		給付対象外	20,000	給付対象外

●申請の窓口及び問い合わせ先

お住まいの市町村となります。

※新しく申請される際には京都府の様式の診断書が必要です。また、申請書等を備え付けておられる病院や診療所がありますので、通院されている病院等にご相談下さい。